



令和 2 年 度

県政インターネットモニターの手引き



静岡県広聴広報課

目 次

1 県政インターネットモニターの概要	1
はじめに	
県政インターネットモニターの主な活動内容	
県政インターネットモニターの任期	
アンケート結果の活用	
2 県政インターネットモニターアンケート Q & A	3
Q 1 アンケート調査にはどのようにして回答するのですか。	3
アンケート回答内容の照会方法	8
Q 2 回答の途中で設問が減っていくのですが、なぜですか。	9
Q 3 アンケート回答に当たっての時間制限はありますか。	9
Q 4 回答期間（2週間）以内に回答できなかったのですが、 期限を過ぎても回答できますか。	9
Q 5 回答を送信した後に回答内容を修正したい場合は どのようにしたらいいですか。	9
Q 6 回答を送信したのですが、 回答内容を知らせる電子メールが届きません。	10
Q 7 利用者ID（メールアドレス）とパスワードとは何ですか。	10
Q 8 利用者ID（メールアドレス）を変更したい場合は どのようにすればよいですか。	11
Q 9 パスワードを変更したい場合はどのようにすればよいですか。	12
Q 10 住所等が変わった場合はどうすればよいですか。	12
Q 11 パスワードを忘れてしまいました。どうすればよいですか。	13
Q 12 利用者IDとパスワードを入力してもアンケートに 回答（ログイン）できません。	14
Q 13 都合によりモニターを辞退したい場合は、どうすればよいですか。	14
Q 14 その他の不明な点は、どこへ問い合わせればよいですか。	15
3 参考資料	
静岡県県政インターネットモニター設置要綱	16

県政インターネットモニターの概要

◆ はじめに

静岡県では、様々な広聴活動を通じて、多くの県民の皆様のご意見・ご要望をお聴きし、迅速かつ的確にお応えするとともに、政策形成や事業推進に反映することにより、県民参加による開かれた県政を進めています。

県政インターネットモニターアンケートは、インターネットを活用して、モニターの皆様にアンケートに回答していただくことで、皆様が県政についてどのように考えているのかを速やかに把握し、県政に反映していくために、平成 14 年度から実施しております。

この手引きは、皆様の県政インターネットモニター活動がスムーズに実施できるよう取りまとめたものです。

◆ 県政インターネットモニターの主な活動内容

県政インターネットモニターの皆様には、インターネットを利用し、県政に関する課題や施策についてのアンケートに回答していただきます。アンケート開始の際には、回答を依頼する電子メールをお送りいたします。

《アンケートの概要》

- ・ アンケート回数 …… 年間 16 回程度
- ・ アンケート回答期間 …… 1 回当たり 2 週間
- ・ 1 回当たり設問数 …… 選択回答式を主体とした設問 20 問程度
- ・ アンケートのテーマ …… アンケート開始の際にお知らせします。

※アンケート実施回数は多少の増減があります。

※平成 21～令和元年度のアンケート調査結果について下記ページで閲覧できます。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-120/e-monitor.html>

◆ 県政インターネットモニターの任期

令和2年度県政インターネットモニターの任期は、2020年4月1日～2021年3月31日の1年間です。

ただし、県外へ転出された場合など、「静岡県県政インターネットモニター設置要綱」の第6条（16ページ参照）に該当することとなったときは依頼を解かせていただきます。

なお、すべてのアンケートが終了した後、アンケート回答実績等に応じてわずかではございますが謝礼（図書カードを予定）をお送りいたします。

◆ アンケート結果の活用

アンケート調査の結果は、速やかに担当の部局に送付し、今後の施策の参考としてまいります。調査結果の概要や施策への反映の方向性については、県ホームページに掲載してモニターの皆様をはじめ県民の皆様に公開いたします。

また、報道機関への資料提供や県の発行物への掲載をさせていただく場合があります。

回答者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人が特定できる情報が公開されることはありませんが、年代（30代、40代など）、性別、職業、居住地の地域（市町名まで）は回答者の属性情報として、集計結果とあわせて公開させていただく場合があります。



県政インターネットモニターアンケートQ & A

Q 1 アンケート調査にはどのようにして回答するのですか。

A 1 各アンケート開始の際は、アンケートページのURLが掲載された電子メールをお送りします。アンケートごとURLが異なりますのでご注意ください。電子メールを受信されましたら、インターネットに接続してアンケートを開き、ウェブページ上からご回答いただきます。

お手持ちのパソコンの他、スマートフォンやタブレットからもアンケートに回答することができます。(ただし、フィーチャーフォンと一部のスマートフォン (android4.4 以前、iOS4 以前) は、ふじのくに電子申請サービスの利用ができません。)

回答の手順は以下をご覧ください。

※ 以下の画像については、パソコンで回答した場合の画面となります。
スマートフォンで回答した場合でも、同様の手順となります。

回答の手順

- ① 電子メールに掲載されたURLにアクセスすると下の画面が開きます。事前に登録した「利用者ID (メールアドレス)」と「パスワード」を入力して、**ログイン**をクリックします。

手続き申込

手続き名	【仮】平成〇〇年度第△回県政インターネットモニターアンケート
受付時期	2017年2月23日0時00分～

この手続きは利用者登録せずに、利用することはできません。
利用者登録した後、申込みをしてください。
[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

パスワード

メールアドレスを変更した場合は、
ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。
[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

- ② 手続き内容と利用規約などが表示されますので、目を通していただき、利用規約に同意の上、**同意する**をクリックして③に進んでください。



静岡県 ふじのくに 電子申請サービス

手続き申込 | 申込内容照会 | 委任内容照会 | 利用者情報 | ログアウト

[ヘルプ](#)

手続き申込

手続き検索 > 手続き一覧 > **手続き内容** > メールアドレス入力 > 確認メール送信完了 > 申込 > 申込確認 > 申込完了

STEP 1 | STEP 2 | **STEP 3** | STEP 4 | STEP 5 | STEP 6 | STEP 7 | STEP 8

手続き説明

下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	【仮】平成〇〇年度第△回県政インターネットモニターアンケート3
説明	【仮】障害を理由とする差別の解消の推進等に関するアンケート平成28年4月に施行された………ので、御協力をお願いします。
受付時期	2017年3月21日0時00分～2017年3月24日0時00分
問い合わせ先	静岡県広聴広報課県民のこえ班
電話番号	054-221-3232
FAX番号	054-254-4032
メールアドレス	koe@pref.shizuoka.lg.jp

<利用規約>

ふじのくに 電子申請サービス（静岡県電子申請システム）利用規約

1 目的

この規約は、ふじのくに 電子申請サービス（静岡県電子申請システム）（以下「本サービス」といいます。）を利用して静岡県に対し、インターネットを通じて申請・届出及び講座・イベント申込み等を行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。

2 利用規約の同意

本サービスを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、静岡県は本サービスを提供します。本サービスをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本サービスをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものとみなします。

3 利用者ID・パスワード等の登録・変更及び削除

本サービスを利用して申請・届出等を行う場合は、利用者たる本人が利用方法に従い利用者登録を

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけましたものとみなします。登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

一覧へ戻る

同意する

- ③ アンケートページが開きます。冒頭にアンケートの概要・注意事項などが書かれていますので、回答に先立って目をお通しください。
必要事項を入力の上、アンケートにご回答ください。

申込

【仮】平成〇〇年度第△回県政インターネットモニターアンケート3

問い合わせ先	静岡県広聴広報課県民のこえ班
電話番号	054-221-3232
FAX番号	054-254-4032
メールアドレス	koe@pref.shizuoka.lg.jp

※印があるものは必須です。
▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

■ 概要

【仮】障害を理由とする差別の解消の推進等に関するアンケート
平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、障害のある人への差別的扱いの禁止等が求められています。そのた

申請日 ※	平成 29 年 3 月 22 日
お名前 ※	氏: 広聴広報課 名: こえ班
性別 ※	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
モニター番号 ※	モニター番号を入力してください。
年代 ※	年代をお選びください。 年代
地域 ※	お住まいの地域をお選びください。 地域
職業 ※	職業をお選びください。 職業

モニター番号は、
4月にお知らせした
令和2年度のモニター
番号を入力してくださ
い。

■ 【仮】職業を理由とする差別の解消の推進等に関するアンケート

問1 ※	あなたは、「障害者権利条約」を知っていますか。(回答数は一つ) <input type="radio"/> 1 聞いたこともあり 内容も知っている
------	--

- ④ 画面をスクロール（下に移動）させると、アンケートの設問と選択肢が表示されますので、設問をよくお読みの上、それぞれの選択肢の左にある「○：ラジオボタン」や「□：チェックボックス」をクリックし、自身の考え・意向に当てはまるものや最も近いものを選択してください。選択肢の中に「その他」がある場合は、自由に回答を入力することができます。

- ⑤ すべての設問に回答後、画面の一番下に表示されている**確認へ進む**をクリックしてください。

問11

県の障害者差別解消施策について、ご意見がありましたらご自由にお書きください。
500文字以内で入力してください。

入力文字数: 0 / 500

確認へ進む

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。

申込データの一時保存 一時保存した申込データの読み込み

すべての設問に回答後、「確認へ進む」をクリックしてください。

- ⑥ 回答漏れがある場合や指定された回答数と異なる数の回答をしている場合などには、エラーの項目が黄色で表示されます。不備のある箇所を修正し、再度、**確認へ進む**をクリックしてください。

また、**申込データの一時保存**をクリックすることで、データを一時保存できます。アンケート回答画面下の**一時保存した申込データの読み込み**をクリックすると、再度一時保存したデータを読み込んで入力を行うことができます。

- ⑦ **確認へ進む**をクリックすると、申込確認の画面が表示されます。その内容でよろしければ、**申込む**をクリックしてください。回答内容を修正したい場合には、**入力へ戻る**をクリックするとアンケート画面に戻ります。

問9	1 参加したい	
問10	6 障害を理由とする差別の解消、障害のある人の権利	
問11		

回答内容を修正する場合

入力へ戻る

申込む

回答を送信する場合

- ⑧ 回答送信が正常に終了すると、下のようなメッセージが表示されます。送信後、自身の回答内容を照会する際には、「整理番号」と「パスワード」が必要になりますので、必ず控えるようにしてください。（このパスワードは、アンケート回答画面に入る際に入力するパスワードとは異なります。）
- ※ アンケート回答内容については、申し込みの際登録した電子メールに送信されませんが、「整理番号」と「パスワード」は送信されます。（⑨参照）



手続き申込



申込完了

【仮】平成〇〇年度第△回県政インターネットモニターアンケート3の手続きの申込を受付しました。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

整理番号	
パスワード	

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

[一覧へ戻る](#)

- ⑨ 回答送信が正常に終了すると、以下のような電子メールがふじのくに電子申請サービスより自動送信されます。この電子メールを受信したら、回答は完了となります。



ふじのくに 電子申請サービス

整理番号：
パスワード

上記の整理番号とパスワードは、申込内容照会の際に必要なになりますので、必ず控えてください。

【仮】平成〇〇年第△回県政インターネットモニターアンケートに御回答いただきありがとうございます。
あなた様の【仮】平成〇〇年第△回県政インターネットモニターアンケート回答の受付完了を通知します。

今後とも、県政インターネットモニター事業に御理解と御協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

静岡県広聴広報課県民のこえ班
電話：055-221-3232
FAX：055-254-4032
メール：koe@pref.shizuoka.lg.jp

【参考】

申込内容照会URL（PC用）：https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action
申込内容照会URL（携帯用）：https://s-kantan.com/pref-shizuoka-k/inquiry/inquiry_initDisplay.action

～ これで回答は終了です ～



※アンケート回答内容の照会方法

- ①上記のような受付完了通知（電子メール）を受信したら、本文に掲載されている申込内容照会 URL にアクセスします。
- ②アンケート回答時に控えた「整理番号」と「パスワード」を入力し、**照会する**をクリックします。
- ③回答内容が表示されますので、ご確認ください。

また、過去に回答したアンケートの回答内容（回答期限前の回答済みアンケートを含む）を照会したい場合は、ふじのくに電子申請サービスにログインしていた上で、申込内容照会からご覧いただけます。

【ふじのくに電子申請サービス URL】 <https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/>



Q 2 回答の途中で設問が減っていくのですが、なぜですか。

A 2 アンケートの構成によっては、ある設問で特定の選択肢を選んだ方のみに回答していただく枝間（問1-2や問2-2といった表示がされます）がある場合があります。はじめは、全ての枝間が表示されていますが、枝間回答を要する選択肢が選択されなかった場合、不要な枝間は順次画面から消えていきます。枝間が表示されている場合は、そちらも回答をお願いします。

Q 3 アンケート回答に当たっての時間制限はありますか。

A 3 アンケートへの回答は180分以内をお願いします。180分を経過すると、長時間接続がなかったと見なされ、回答が送信できなくなってしまいます。180分を経過しそうな場合や回答を一時中断される場合は、**申込データの一時保存**ボタンを押して、保存を行うようにしてください。操作方法は、P6⑥をご覧ください。

Q 4 回答期間（2週間）以内に回答できなかったのですが、期限を過ぎても回答できますか。

A 4 アンケートシステムの仕様上、回答期間が終了した後に集計が行われ、アンケート回答ページを再開させることができないため、期限後の回答はできません。

Q 5 回答を送信した後に回答内容を修正したい場合はどのようにしたらいいですか。

A 5 基本的に回答送信後の回答取り消し、修正はできませんが、再度アンケートに回答していただくことにより、修正したい箇所を修正して回答することができます。P8 申込内容照会から該当するアンケートの**詳細**をクリックして、**再申込する**をクリックし回答してください。この場合、重複してアンケートに回答いただくこととなりますので、最後に回答したデータを採用します。
※回答期限終了後は、一切修正や再回答はできませんのでご注意ください。

Q 6 回答を送信したのですが、回答完了を知らせる電子メールが届きません。

A 6 お使いのメールソフトやセキュリティソフトによっては、迷惑メール対策機能等により、回答完了をお知らせする電子メールが迷惑メールと判断され、迷惑メールフォルダに入ってしまったたり、削除されてしまったたりする場合があります。回答送信後に送信される電子メールの送信元のアドレスは、「pref-shizuoka@s-kantan.com」です。「pref-shizuoka@s-kantan.com」からのメールが受信できるか確認をお願いします。
また、回答完了しているかどうかは、P8 に記載してあります申込内容照会により確認できます。

なお、広聴広報課よりモニターの皆様へご案内としてお送りする電子メールには、タイトルの最初に「【静岡県庁広聴広報課より】」といった表示をしております。また、送信元のアドレスは「koe@pref.shizuoka.lg.jp」となりますので、見分ける際の参考としていただき、あわせて、迷惑メールとして処理されないような設定をしていただくようお願いします。

Q 7 「利用者ID（メールアドレス）」と「パスワード」とは何ですか。

A 7 利用者IDとは、ふじのくに電子申請サービスを利用し、アンケートに回答する上で必要となる符号で、モニターごとに個別の利用者IDをお持ちいただきます。当初、利用者登録にてご自身が設定した利用者ID（メールアドレス）が適用されます。
パスワードとは利用者を確認するための合言葉で、利用者登録にてご自身で設定したものが適用されます。
利用者ID（メールアドレス）とパスワードは、アンケートに回答する都度入力していただきますので無くさないようご注意ください。また、第三者に不正に使用されることのないよう適切な管理をお願いします。

Q 8 「利用者ID（メールアドレス）」を変更したい場合は
どのようにすればよいですか。

A 8 利用者ID（メールアドレス）は、ふじのくに電子申請サービス「利用者情報」から変更することができます。

メールアドレス＝利用者IDのため、メールアドレスを変更することで、利用者IDも変更されます。

変更の際は、必ずログインしたうえで行ってください。（操作方法は下記の手順をご覧ください。）

また、変更後は、お手数ですが、県広聴広報課県民のこえ班
(koe@pref.shizuoka.lg.jp)まで、その旨をご連絡ください。アンケート
依頼等、広聴広報課から御案内するメールアドレスを変更します。

変更操作の手順

① ふじのくに電子申請サービスにアクセスしてください。

ふじのくに電子申請サービス URL : <https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/>
または、県公式ホームページより、電子行政サービス→電子申請→ふじのくに電子申請サービス（外部サイトヘリンク）からアクセスしてください。

② ふじのくに電子申請サービスにログインしてください。



③ ログインが完了したら、利用者情報をクリックし、メールアドレス1を変更するをクリックしてください。

メールアドレス1	koe@pref.shizuoka.lg.jp
メールアドレス2	

メールアドレス1を変更する パスワードを変更する その他情報を変更する 削除する

パスワードを変更する場合は、
パスワードを変更するをクリックしてください。（p12, Q9）

住所等を変更する場合は、
その他情報を変更するをクリックしてください。（p12, Q10）

- ④ 新しい利用者 I D（メールアドレス）を入力することで、入力したメールアドレスにメールが送信されますので、受信したメールに記載されている URL にアクセスして、利用者 I D（メールアドレス）の変更を行ってください。
- ⑤ 利用者 I D（メールアドレス）変更の完了後、別途、メールアドレスを変更した旨を県広聴広報課県民のこえ班（koe@pref.shizuoka.lg.jp）まで必ずご連絡ください。

Q 9 「パスワード」を変更したい場合はどのようにすればよいですか。

A 9 パスワードは変更することができます。

変更方法については、利用者 I D（メールアドレス）の変更と同様に、ふじのくに電子申請サービスに「ログイン」した上で、「利用者情報のパスワードを変更する」をクリックし、新しいパスワードを入力することで、変更できます。

（操作方法は p11 をご覧ください）

パスワードのみ変更の場合には、県広聴広報課へ連絡する必要はありません。

Q 10 住所等が変わった場合はどうすればよいですか。

A 10 住所や電話番号等、モニター応募の際に登録した情報に変更がある場合には、利用者 I D（メールアドレス）の変更と同様に、ふじのくに電子申請サービスに「ログイン」した上で、「利用者情報のその他情報を変更する」をクリックし、住所等の変更手続きを行ってください。（操作方法は p11 をご覧ください。）
その上で、お手数ですが、転居された場合は必ず転居後の住所を県広聴広報課県民のこえ班（koe@pref.shizuoka.lg.jp）までご連絡ください。

なお、県外へ転出された場合など、「静岡県県政インターネットモニター設置要綱」の第 6 条（16 ページ参照）に該当することとなったときは、モニターの依頼を解かせていただきますので、ご了承ください。

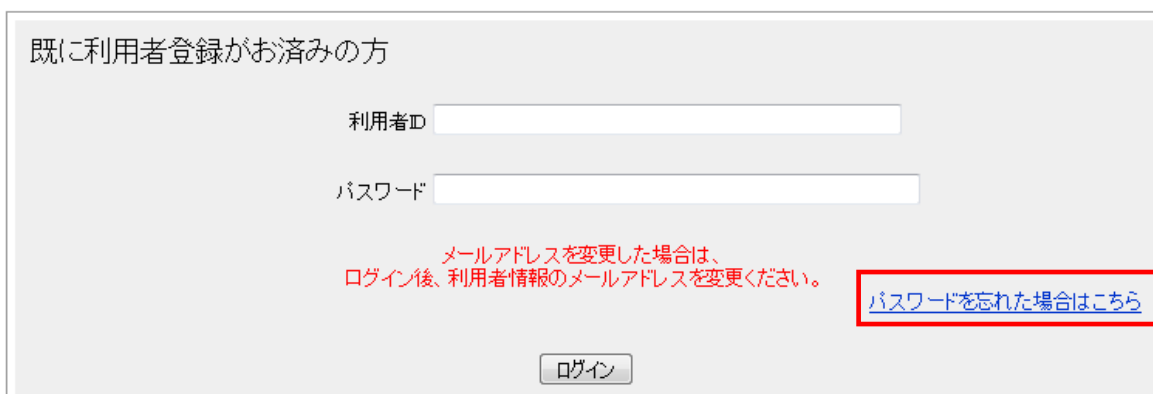
Q11 「パスワード」を忘れてしまいました。どうすればよいですか。

A11 パスワードを忘れてしまった場合は、ご自身でパスワードの再設定をすることができます。

アンケートへのログイン画面にある[パスワードを忘れた場合はこちら](#)をクリックし、パスワードの再設定を行ってください。（操作方法は下記の手順をご覧ください。）

操作の手順

① [パスワードを忘れた場合はこちら](#)をクリックしてください。



既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

パスワード

メールアドレスを変更した場合は、
ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン

② 利用者ID（メールアドレス）を入力して、[完了する](#)をクリックしてください。

利用者管理

利用者ID入力(パスワード再設定)

登録しているメールアドレスを入力してください。

入力が完了いたしましたら、アドレスにパスワード再設定画面のURLを記載したメールを送信します。

URLにアクセスし、新しいパスワードを入力して再設定を完了させてください。

また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「pref-shizuoka@」
してください。

なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメール
その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

利用者ID（メールアドレス）を入力し、**完了する**をクリックしてください。
入力したメールアドレスにメールが送信されますので、受信したメールに記載されているURLにアクセスして、パスワードの再設定をしてください。

※印があるものは必須です。

利用者ID※

利用者ID(確認用)※

ログインへ戻る

完了する

Q12 「利用者ID」と「パスワード」を入力してもアンケートに回答（ログイン）できません。

A12 利用者ID、パスワードを入力してもアンケートに回答できない場合には、以下の2つの点を確認ください。

- ① 自動表示されるパスワードを削除して再入力してみる。

お使いのパソコンの機能によっては、2回目以降にパスワードを入力する手間を省略するため、前回、利用者IDとパスワードを入力した際にそれをパソコンに記録して自動表示する機能がある場合があります。以前に入力した利用者IDとパスワードが誤っていた場合、誤った利用者IDとパスワードがパソコンに記録されてしまい、利用者IDを入力した時に誤ったパスワードが自動的に表示されてしまいます。

利用者IDを入力した際、パスワードが自動的に●●（黒丸）で表示された場合は、表示された●●（黒丸）をすべて消去していただき、再度、パスワードを正しく入力してみてください。

パスワードを変更した場合も、古いパスワードが自動的に●●（黒丸）で表示されてしまう場合があります。この場合も表示された●●（黒丸）をすべて消去していただき、再度、パスワードを入力してみてください。

- ② 英数入力モード、NumLock機能、大文字・小文字の確認、ハイフン“-”とアンダーバー“_”を正しく入力する。

入力モードが英数になっていない場合や、大文字と小文字が正しく入力されていない場合（Caps Lock がオンになっている場合）、ハイフン “-” とアンダーバー “_” が誤っている等の原因が考えられます。

また、NumLock 機能がオフになっていると、数字が正しく入力されない場合があります。

Q13 都合によりモニターを辞退したい場合は、どうすればよいですか。

A13 下のアドレスへ辞退の旨、ご連絡ください。

辞退の連絡をいただいた後、メールの配信停止手続き等を行いますので、モニターの皆様の特段の手続きをお願いすることはありません。

県広聴広報課電子メールアドレス koe@pref.shizuoka.lg.jp

Q14 その他の不明な点は、どこへ問い合わせればよいですか。

A14 県政インターネットモニターアンケートに関することは、県広聴広報課まで、電話、電子メール等でお問い合わせください。

なお、電子メールでお問い合わせいただく場合は、他の電子メールと判別するため、「県政インターネットモニター」である旨をお書き添えいただきますようご協力をお願いします。

連絡・お問い合わせ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事戦略局広聴広報課 県民のこえ班

電話 054-221-3232・2235

FAX 054-254-4032

E-mail koe@pref.shizuoka.lg.jp（lg. は英小文字のエル、ジーです）

なお、システムの操作に関することにつきましては、電子申請サービスのコールセンターもごございますので、御活用ください。

電話：0120-464-119（平日9：00～17：00 年末年始は除く）

静岡県県政インターネットモニター設置要綱

(目的)

第1条 県が推進する施策・事業等に関して、県民の意向の速やかな入手に努め、迅速に県政に反映するため、静岡県県政インターネットモニター（以下「モニター」という。）を設置し、県民参加による開かれた県政の推進を図る。

(活動内容)

第2条 モニターの活動内容は、県政に関するアンケート調査への回答とする。

(募集)

第3条 モニターは公募とする。

(依頼)

第4条 モニターは、応募者の中から次の各号に該当する者を知事が依頼する。

- (1) 県内に居住又は通勤・通学する満15歳以上の者
- (2) 県職員、公立学校教職員、警察職員、県議会議員以外の者
- (3) インターネット及び日本語による電子メールの利用が可能な者

(任期)

第5条 モニターの任期は、依頼を受けた日から当該年度末までとする。

(依頼の取消し)

第6条 モニターが次の各号の一に該当することとなったときは、依頼を取り消す。

- (1) 第4条の各号に該当しなくなったとき。
- (2) モニター本人から辞退の申し出があったとき。
- (3) 県民の信頼を著しく損なうような行為があったと認められるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県政インターネットモニター制度の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

県政インターネットモニターの手引き

令和2年4月

静岡県広聴広報課 県民のこえ班

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-3232・2235

FAX 054-254-4032

E-mail koe@pref.shizuoka.lg.jp

(lg. は英小文字のエル、ジーです)